

# 定 款

## 第1章 総 則

### (商 号)

**第1条** 当社は、合同会社 と称する。

### (目 的)

**第2条** 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. 不動産の取得、保有及び処分
2. 不動産の賃貸及び管理
3. 不動産信託受益権の取得、保有及び処分
4. 前各号に掲げる事業をその目的とする会社の株式、出資持分、特定持分等の取得、保有及び処分

### (本店の所在地)

**第3条** 当社は、本店を大阪市に置く。

### (公告方法)

**第4条** 当社の公告は、官報に掲載してする。

## 第2章 社員及び出資

### (社員の住所、氏名、出資および責任)

**第5条** 社員の氏名及び任所ならびに出資の目的及びその金額は、次のとおりである。

- |      |    |   |   |   |        |
|------|----|---|---|---|--------|
| 1. 金 | 万円 | 府 | 市 | 区 | 有限責任社員 |
| 1. 金 | 万円 | 府 | 市 | 区 | 有限責任社員 |

## 第3章 業務執行権及び代表権

### (業務執行の権利義務)

**第6条** 当社の業務は、業務執行社員がこれを執行するものとする。

- 2 業務執行社員は2名とし、総社員の同意により社員の中からこれを選任する。
- 3 業務執行社員の任期は、10年とする。ただし、任期満了の場合においてこれを再選することを妨げない。

### (代表社員)

**第7条** 代表社員は、業務執行社員の互選をもって、これを定める。

## 第4章 業務の執行

### (業務及び会計財産の報告義務)

**第8条** 業務を執行すべき社員は、他の社員の請求があるときは、いつでも業務及び会計財産の状況を報告することを要する。

## 第5章 社員の入社及び退社

### (入 社)

**第9条** 当会社に入社しようとする者は、社員全員の書面による同意を得た上で、当会社に対する破産手続、民事再生手続、またはこれらに類する法的倒産手続の開始の申立を行わない旨の誓約を行わなければならない。

### (退 社)

**第10条** 社員は、その3ヶ月前までに予告していた場合に限り、別に定める退社届を理事に提出して、任意に退社することができる。ただし、やむをえない理由があるときは、各社員は、いつでも退社することができる。

- 2 前項のほか、次に掲げる事由によって、社員は退社する。
  - 1 破産、再生手続その他の法的倒産手続の開始の申立があったとき
  - 2 第9条に定める誓約が有効に維持されなくなったとき
  - 3 総社員の同意
  - 4 死亡

### (除 名)

**第11条** 社員が次の各号のいずれかに該当する場合は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上の議決権を有する者の賛成をもって、その社員を除名することができる。この場合、直ちに、除名した旨をその社員に通知する。

- 1 当会社の定款に違反したとき
- 2 その他正当な事由があるとき
- 2 社員を除名しようとするときは、社員総会の日から1週間前までに、その社員に対してその旨を通知し、かつ社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

## 第6章 計 算

### (事業年度)

**第12条** 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (計算書類)

**第13条** 当会社は、毎事業年度の終わりにおいて計算を行い、次に掲げる書類及び事項を総社員の同意をもって決定する。

- 1 財産目録
- 2 貸借対照表
- 3 損益計算書
- 4 業務報告書
- 5 利益の配当に関する事項
- 6 社員持分変動計算書

## 第7章 解 散

### (解 散)

**第14条** 当会社は、次に掲げる事由によって、解散する。

- 1 社員全員の同意
- 2 合併(当法人が消滅する場合の合併に限る)
- 3 破産
- 4 解散を命ずる判決

**(定款に定めのない事項)**

**第15条** 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、合同会社 設立のためこの定款を作成し、社員以下に記名押印する。

平成 年 月 日